

## 所有の確認方法について

### 1. 宅地・田畑以外の土地の所有の確認方法

土地を所有されていることは、原則として不動産登記情報により確認いたします。そのうえで、固定資産課税情報と不動産登記情報の「所在・面積・名義」の一致を確認できた場合に、当該土地について賠償させていただきます。

なお、「名義」の一致を確認できない場合は代替の証明書類等で所有の確認をさせていただきます。「名義」が一致せず、その理由が相続登記がお済みでないことによる場合は、以下の「2. 相続登記がお済みでない場合の確認方法」をご確認ください。

### 2. 相続登記がお済みでない場合の確認方法

原則として、遺産分割協議書や相続人さま全員の同意書により確認させていただきますが、相続人さま全員の同意をいただくことが困難なご請求者さまにつきましては、以下～による方法もご用意しております。

#### ・分収林契約書または補助金申請書による方法【山林の土地の場合のみ】

以下のいずれにも該当し、「ご請求者さまが当該山林の土地の所有者であり他に権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、当該山林の土地を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

ご請求者さまが当該山林の土地の固定資産税納税義務者となっていること

ご請求者さまが当該山林の土地の所有者であることを分収林契約書または造林・育林の補助金申請書で確認できること

#### ・二親等以内の同意を得る方法

以下のすべてに該当し、「ご請求者さまが当該宅地・田畑以外の土地の所有者であり他に権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、ご請求者さまのお申し出に基づき、当該宅地・田畑以外の土地を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

ご請求者さまが当該宅地・田畑以外の土地の固定資産税納税義務者となっていること

ご請求者さまから二親等以内の相続人さま全員が同意していること

準宅地、事業地については、当社事故発生時点にご請求者さまが利用していたことを賃貸借契約書、造成工事契約書、営業許可証などの証明書類のうちいずれか一つで確認できること

ご請求いただいてから（当社へご請求書が到着してから）3ヶ月間、他の相続人さまからの請求がないこと

#### ・法定相続分による方法

ご請求者さまに、戸籍謄本により相続人さま全員を確定していただき、法定相続分に応じて賠償させていただきます。なお、一部の相続人さまから同意をいただける場合には、当該相続人さまの法定相続分もあわせて賠償させていただきます。

#### ・公正証書による方法

ご事情により他の相続人さまからの同意書をご提出いただけないご請求者さまについては、公正証書でのお約束（精算に応じていただけない場合の法的措置に関する同意を含みます）による方法もございます。

### 3．立木の所有の確認方法

#### <土地および立木を所有されている場合>

立木を所有されていることは、立木が存在する山林の土地を所有されていることにより確認させていただきます。ただし、他に立木の所有者さまがいるとお申し出がある場合や山林の土地に地上権が登記されている場合、立木のみ所有されている方のご請求がある場合には、証明書類にて確認させていただきます。

#### <立木のみを所有されている場合>

立木のみをご請求いただいた場合、分収林契約書などの証明書類に記載されている立木の所有者さまとご請求者さまが一致することを確認させていただきます。

なお、証明書類に記載されている立木の所有者さまとご請求者さまが一致せず、その理由が相続である場合は、以下の「4．立木のみを相続された場合の確認方法」をご確認ください。

### 4．立木のみを相続された場合の確認方法

原則として、遺産分割協議書や相続人さま全員の同意書により確認させていただきます。また、国あるいは地方公共団体など公的機関と締結している分収林契約書をお送りいただいた場合で、当該公的機関が定める分収林契約に係る相続手続においてご提出された証明書類の写しをお送りいただく方法もございます。なお、これらの方法によるご請求が困難なご請求者さまにつきましては、以下～による方法もご用意しております。

#### ・補助金申請書による方法

以下のいずれにも該当し、「ご請求者さまが当該立木の所有者であり他に権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、当該立木を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

ご請求者さまの当該立木の所有権を確認できる契約書をご提出いただけること  
ご請求者さまが当該立木の所有者であることを造林・育林の補助金申請書で確認できること

#### ・二親等以内の同意を得る方法

以下のすべてに該当し、「ご請求者さまが当該立木の所有者であり他に権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、当該立木を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

ご請求者さまの当該立木の所有権を確認できる契約書をご提出いただけること  
ご請求者さまから二親等以内の相続人さま全員が同意していること

ご請求いただいてから（当社へご請求書が到着してから）3ヶ月間、他の相続人さまからの請求がないこと

- ・法定相続分による方法
- 2. と同様です。

- ・公正証書による方法
- 2. と同様です。

#### 5. 総有の場合

宅地・田畑以外の土地および立木が総有されている場合、以下のすべてを満たしていることが確認できたご請求者さまに対して、当該土地および立木の代表者として賠償させていただきます。

ご請求者さまが土地および立木を総有する団体の代表者であり、「団体を代表して賠償金を受け取ること、賠償金を団体内で適切に管理すること、連絡先等を開示する場合があること」を確認書によりお約束いただけること

ご請求者さまの住民票が当社事故発生時点に当該土地および立木が所在している行政区（同じ大字内）にあること

当該土地および立木が所在する行政区（同じ大字内）に住民票があり、当該団体に所属する他の2名さま（住民票が別々となっている）から確認書をご提出いただけること

以 上